

最新放射線障害防止法令集(平成25年) 正誤表

頁等		誤	正
P4	上段 9行目	ち、文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して指定するもの	ち、 <u>原子力規制委員会</u> が厚生労働大臣と協議して指定するもの
	令第一条第四項		
P205	上段 3行目	解散し、若しくは分割した日にその許可届出使	解散し、若しくは分割をした日にその許可届出使
	法第二十九条第八項		
P294	下段 9行目	棄物埋設において講ずる措置が法第十九条第一項に規定する <u>文部科学省令</u> で	棄物埋設において講ずる措置が法第十九条第一項に規定する <u>原子力規制委員会規則</u> で
	規第六十条第1項第二号		
P363	上段 表中 六のイ 後ろから2行目	以上のものの使用しようとする者	以上のものの使用をしようとする者
	令第三十一条		
P365	上段 表中 十一 2行目	項の <u>確認</u> を受けようとする者	項の <u>認可</u> を受けようとする者
	令第三十一条		
P689	別表第7(第27条関係) 第二欄 10行目 <sup>49</sup> V 同行 第三欄	<u>1000</u>	<u>10000</u>